

令和4年4月27日付けで公表しました「令和4年度高付加価値観光コンテンツ整備及びプロモーション業務委託」企画提案コンペについて、質問がありましたので回答します。

質問（1）

高付加価値な観光コンテンツの整備において、オペレーション改善やガイド育成、ソフト整備など資産として残らないものがコンテンツ整備の範囲でしょうか。また工作・建築物やハード設備などの事業終了後に資産として残るコンテンツの整備は範囲外でしょうか。

回答（1）

前段はコンテンツ整備の範囲ですが、後段のいわゆるハード整備事業は、本業務の対象とは想定していません。ただし、他の補助金等を活用してハード整備を実施する観光コンテンツを、本事業の対象とすることは可能です。

質問（2）

高付加価値な観光コンテンツの整備において、1コンテンツあたりの整備額に上限はありますか。

回答（2）

特にありません。